

令和7年 第11回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和7年11月25日(火)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後3時00分					
会長	小川 收一					
委員出席状況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	大野 謙一	出	1	松原 啓	出
	2	柴崎 寿男	出	2	宇津木 俊昭	出
	3	岡野 鈴代	出	3	小室 富保	出
	4	波田 二三雄	出	4	小室 一宏	出
	5	小川 收一	出	5	秋葉 正治	出
	6	新井 功	出			

〔議案等〕

- 日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：毛呂山町長瀬 1,618 m²
権利の詳細：所有権
- 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 3,100 m²
権利の詳細：所有権移転
- 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 2,941 m²
権利の詳細：所有権移転
- 日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：滝ノ入 320 m²
転用の詳細：駐車場
- 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：滝ノ入 1,324 m²
転用の詳細：蓄電池の設置
- 議案第2号番号3 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 418 m²
転用の詳細：太陽光発電用地
- 議案第2号番号4 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 2,212 m²
転用の詳細：太陽光発電用地

議案第2号番号5 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 1,555 m²
転用の詳細：太陽光発電用地

	(開会挨拶)
議長	それでは令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	◎日程第1　会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは本日は会議録署名委員に4番、6番を指名します。
	◎日程第2　会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。
	◎日程第3　議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	進入路が狭いようですがどのような感じですか？
事務局	申請地の西側に細い道があり、軽トラくらいの軽自動車なら通れる進入路はあります。

議長	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	対価が××円なのですが○○と比べるとなぜか理由等はあるのでしょうか？
事務局	事務局で伺っている理由としては○○は○○から買い取ってくれという話で、本案件は○○が購入したいからという話だからだと思われます。
議長	議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。

議長	議案第1号番号3農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	申請地が○○と○○つながっていますが、一団となって使用するのでしょうか?
事務局	理由書にもありましたとおり、耕作する内容は変わりますが○○が使用するため一団で使用するイメージになります。
議長	議案第1号番号3農地法第3条の規定による許可申請について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号3農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
◎日程第4 議案第2号	
議長	議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	(異議なし)
議長	議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします

議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
委員	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	資料に設置場所については関係消防庁と協議をしますとありますが、どうなったのでしょうか？
事務局	資料が見づらくて申し訳ありませんが、計画図の四角い部分が消防と協議をし隔離が必要だと定められたスペースだと伺っております。
委員	蓄電できる量はどのくらいなのですか？
事務局	具体的な量は伺っていないのですが、蓄電池自体の大きさは20フィートコンテナで、よく港にあるコンテナサイズの大きさになり、それを2個設置する計画になります。
委員	接道の幅員は6mですか？
事務局	6m以上の道路に近い場所になります。
議長	議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)

議長	挙手全員でございます。議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第2号番号3農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	協定書の乙の名前が○○になっていますが○○とはなんですか？
事務局	こちらは○○と協定書を作る中で○○のものを参考に作ったことになり、間違えているので既に補正はかけてある状況です。
委員	その補正がされたものは提出されているのですか？
事務局	まだ提出されていませんが今週中には提出される見込みです。
委員	この計画を行うに当たり、半径何mくらいの方に説明するのですか？
事務局	境界から50m以内の土地の所有者を対象に説明を行ったとのことです。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第2号番号3農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第2号番号4農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)

議長	質問のある方はいますか。
委員	協定書は同じなのですか？
事務局	今回の申請は3案件とも申請者は違いますが、関わりのある方たちの申請なので、説明会自体も同じタイミングで行ったとのことなので、協定書自体も同じようなものになったことだと思われます。
委員	その協定書は補正が終わったら見せていただくことは可能でしょうか？
事務局	次回の総会までに補正が上がってましたら準備させていただきます。
委員	なぜ3案件とも分かれているのでしょうか？
事務局	代理人に聞いたところ本来は一つの申請者でまとめたかったのですが東電との契約の関係上、このような申請になったとのことです。
議長	それでは本議案について、賛成の方は举手をお願いいたします。
委員	(全員举手)
議長	举手全員でございます。議案第2号番号4農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第2号番号5農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	パネルの枚数が違うのに合計出力が同じなのはなぜですか？
事務局	おそらくですが、使用するパネルの種類が違うため個々の性能差で枚数が変わっているのだと思われます。

委員	申請地によってパネルの角度が違いますがこれも協議の上でどうか?
事務局	おそらくは南側に宅地があるため、日陰の影響等を加味しての角度だとと思われます。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第2号番号5農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和7年第1回農業委員会総会を閉会いたします。